

# 陸前高田市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年9月30日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、陸前高田市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第29号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、陸前高田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第7条に規定する部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

2 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会の議長となる。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、部会を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、会議から分掌された事務が終了したときは、その結果を会議に報告しなければならない。

5 条例第8条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。